MST グループ　人権方針

1.　基本的な考え方

株式会社マブチ・エスアンドティーおよび MST グループ（以下、当社グループ）は、「MST グループ行動規範」に基づき、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重します。
当社グループは、国際的に認められた人権の基本的な考え方を尊重し、事業活動を通じて人権侵害の防止および是正に努めます。

2.　適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役員および従業員（契約社員、パートタイマー、派遣社員等を含む）に適用します。また、取引先や協力会社、その他のビジネスパートナーに対しても、本方針の趣旨への理解と協力を求めます。

3.　重点的に取り組む事項

当社グループは、以下の事項を重要な人権課題として認識し、その防止に努めます。

(1) 強制労働・児童労働の禁止

いかなる形態の強制労働、人身取引、児童労働も認めません。

(2) 差別・ハラスメントの禁止

国籍、人種、性別、年齢、障がい、信条、性的指向、性自認等を理由とする不当な差別を行いません。また、あらゆるハラスメントを許容しません。

(3) 安全で健康的な職場環境

安全衛生に関する法令を遵守し、安全で健康的な職場環境の維持および向上に努めます。

(4) 適正な労働条件

労働関係法令を遵守し、適切な労働時間管理および賃金管理を行います。

(5) 結社の自由と対話

各国・地域の法令に従い、従業員の結社の自由および団体交渉の権利を尊重します。また、従業員との対話を大切にし、人権に関する懸念や問題について相談できる環境づくりに努めます。

4.　人権デューディリジェンス

当社グループは、事業活動における人権リスクの把握に努め、重要な課題が確認された場合は是

正および改善に努めます。

5. 救済と相談・通報窓口

当社グループが人権への負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合は、適切な手段を通じてその救済に取り組みます。当社グループは、「MST グループサステナビリティ相談・通報窓口」を運用し、社内外からの人権に関する相談および通報を受け付けます。通報者の秘密を守り、通報したことを理由とする不利益な取扱いを禁止します。

6. 教育・啓発

当社グループは、本方針の理解促進のため、役員および従業員への周知・教育を行います。

7. 継続的改善

当社グループは、本方針の運用状況を定期的に確認し、継続的な改善に努めます。

2026 年 9 月 14 日

株式会社マブチ・エスアンドティー

代表取締役社長　馬淵　崇